

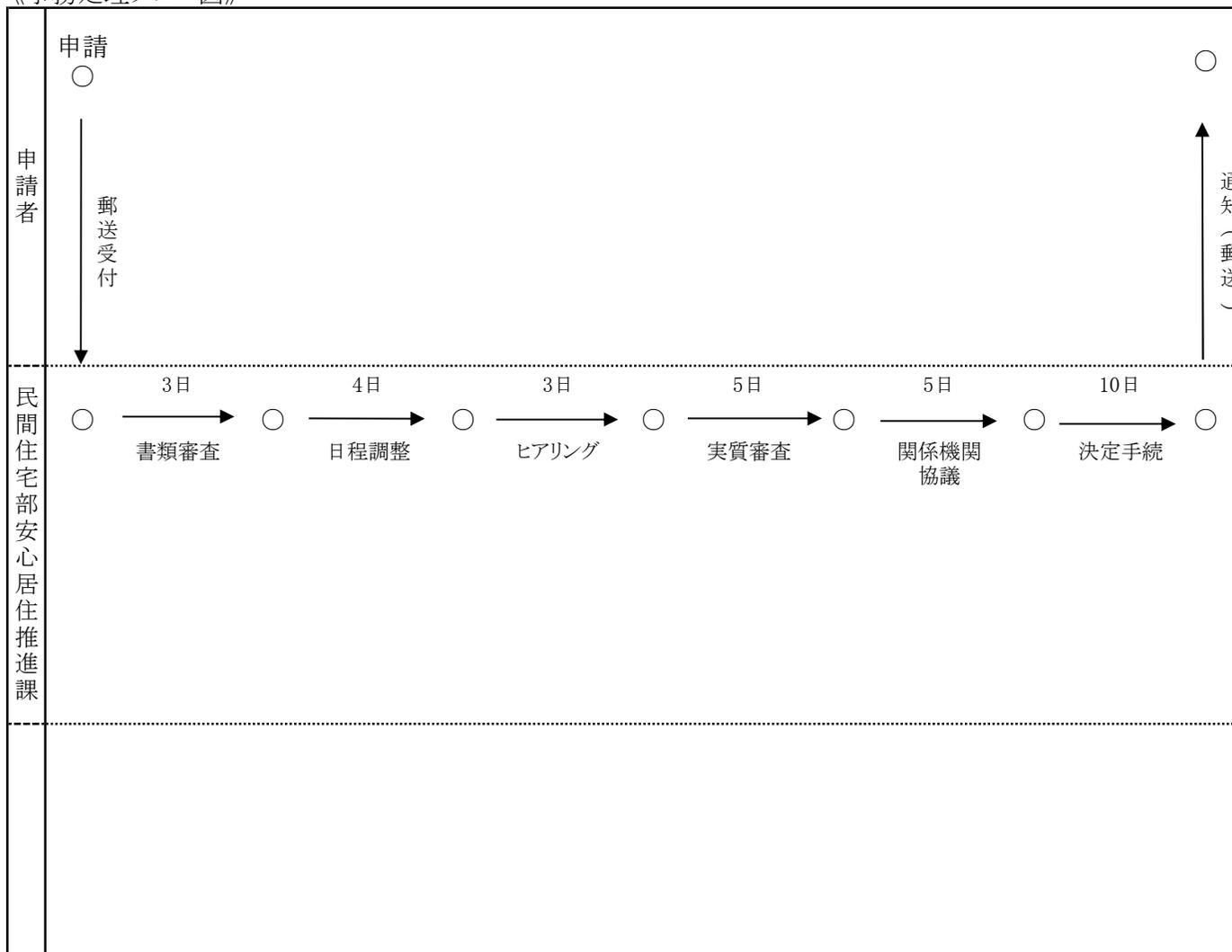
事務処理フロー図

事務名	住宅確保要配慮者居住支援法人の指定
根拠法令	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第40条

作成部署 住宅政策本部民間住宅部安心居住推進課住宅セーフティネット担当 電話30-343

標準処理期間計	30日
---------	-----

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	書類審査	提出された申請書に記載漏れがないかどうか、添付書類がそろっているかどうかを審査します。必要に応じて補正を求めます。
2	日程調整	ヒアリングのための日程調整をします。
3	ヒアリング	申請書等の内容を踏まえ、組織体制、活動実績、事業計画等について、面談によるヒアリングを行います。
4	実質審査	申請書等及びヒアリングの内容を踏まえ、審査基準(法第40条及び東京都住宅確保要配慮者居住支援法人指定基準)を満たしているかどうかについて、実質審査を行います。必要に応じてさらに補正を求めます。
5	関係機関協議	審査基準を満たしているかについて、関係機関と協議をします。
6	決定手続	許可の諾否について、決定します。
7	通知	郵送により通知します。